

経済産業省

官 印 省 略
20240618製局第3号
令和6年6月27日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

場外車券売場における酒類販売について

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第5条第2項及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第8条第2項に基づき設置された場外車券売場が車券販売時間帯に行う酒類の販売について、下記により措置することとしましたので、貴局管内関係者に対し、周知徹底、指導方お願いします。

記

1. 酒類の販売を行うことができる施設

酒類の販売を行うことができる施設は、当面の間、以下の施設とする。

- 公共交通機関から徒歩圏内に位置し、専用の駐車場を持たない施設であること。
また、その旨をホームページ、ポスター等により明瞭に示していること。
- 酒類の購入希望者に対し、対面のみ販売が可能で、かつ、販売に際して購入者が20歳以上であること、泥酔者でないこと、自転車を含む車両の飲酒運転を行わないことを購入者に宣誓させることが可能な施設であること。

2. 酒類販売実施計画書の作成及び関係機関との調整

酒類の販売に当たっては、酒税法（昭和28年法律第6号）はもとより関係法令を遵守し、施設設置者は、あらかじめ以下の内容を記載した「酒類販売実施計画」を定め、いわゆる「管理施行者」及び施設の所在地を管轄する警察署と十分な調整を行うこと。また、原則として地元自治会にも説明を行うこと。

- 施設内における酒類の販売場所及び販売時間
- 販売する酒類の種類

なお、平成25年4月1日付け20210321製局第10号「競輪開催の適正化」の「6. 場外車券売場の運営の適正化」の規定及び同日付け20130

321 製局第11号「小型自動車競走開催の適正化」の「6. 場外車券売場等の運営の適正化」の規定にかかわらず、施設設置者は、瓶詰又は缶詰の商品を購入希望者にそのまま販売することができる。

- (3) 酒類の購入希望者が20歳以上であること、泥酔者でないこと、飲酒運転を行わないことを確認する具体的方法を含む販売員向けの販売マニュアル
- (4) 紛争事故等が生じた際の対応マニュアル（いわゆる「管理施行者」及び施設の所在地を管轄する警察署への連絡方法を含む）

3. 「酒類販売実施計画」の定期的な見直しと周知

「酒類販売実施計画」の内容について、いわゆる「管理施行者」及び施設の所在地を管轄する警察署と定期的に見直すこと。また、見直された「酒類販売実施計画」の内容を従事者及び来場者に周知すること。